

2. 給付事業

給付の種類	給 付 額（率）	提 出 書 類		備 考
		互助会で準備している様式	請求者が準備する書類	
会員医療費補助金	会員が疾病又は負傷により療養を受けたとき （窓口支払額－共済組合支給額－5,000 円） ※1,000 円未満給付なし ※給付上限額 8,000 円	（自動振込） 互助会から当該会員の個人口座に振込		共済組合員でない会員は、会員医療費補助金請求書に領収書を添付して提出
家族医療費補助金	被扶養者が疾病又は負傷により療養を受けたとき （窓口支払額－共済組合支給額－5,000 円）×50/100 ※1,000 円未満給付なし ※給付上限額 8,000 円	（自動振込） 互助会から当該会員の個人口座に振込		共済組合員でない会員は、家族医療費補助金請求書に領収書を添付して提出
死亡弔慰金	1. 会員の死亡 500,000 円 2. 配偶者の死亡 100,000 円 3. 父母（配偶者の父母（会員と同居している場合に限る。）及び養父母を含む。）及び子（会員以外の者の養子となった子を除く。）の死亡 20,000 円 4. 被扶養者の死亡 20,000 円	・死亡弔慰金請求書 ・申立書（被扶養者ではないが同居している義父母の場合のみ）	・死亡診断書又は死亡の事実を証明する公的機関の発行する書類の写 ・戸籍謄本の写（会員死亡のとき）	
療養見舞金	会員が疾病又は負傷により休暇又は休職療養期間が1ヵ月以上になったとき 一時金 10,000 円	・療養見舞金請求書	・出勤簿の写 ・診断書の写（療養期間のわかるもの）	
出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき 出生児1人につき 30,000 円 ※死産には支給しない	・出産祝金請求書	・母子手帳の出生届出済証明の写	
結婚祝金	会員の結婚 30,000 円 ※・同一人に1回限り ・会員が結婚のため退職し、2ヵ月以内に結婚したときは給付します。	・結婚祝金請求書	・戸籍等による証明書（住民票は不可）の写	

給付の種類	給 付 額（率）	提 出 書 類		備 考
		互助会で準備している様式	請求者が準備する書類	
入 学 祝 金	会員の子又は会員の子以外の被扶養者が小学校、中学校及び高等学校に入学したとき 各 10,000 円	・ 入学祝金請求書		
遺 児 育 英 資 金	会員死亡の場合において 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のうち、会員又は会員の配偶者の被扶養者である子があるとき 1 人につき 200,000 円	・ 遺児育英資金請求書		
介 護 休 暇 給 付 金	会員が介護休暇（無給に限る）又は介護時間を取得したとき 1. 1 日単位で取得したとき 1 日につき給料日額の 60/100 に相当する額 2. 1 時間単位で取得したとき 1 時間につき給料時間額の 60/100 に相当する額 ※但し、法令の規定により、介護休業給付の支給を受けることができる場合は、当該給付金額を差し引いて得た額とする。	・ 介護休暇給付金請求書	・ 休暇欠勤等処理簿の写	請求は月毎 短期の介護休暇（有給）を除く
永年特別会員給付金	配偶者を一度も有さない会員が 4 5 歳に達したとき 30,000 円	・ 永年特別会員給付金請求書	・ 戸籍謄（抄）本の写	* 会計年度任用職員、臨時的任用職員である会員は対象外

※（１）請求期限は給付事由の発生日から２年です。
（２）給付金の請求は毎月１５日に締切り、月末に請求者の個人口座に振込みます。